

○国土交通省告示第七百二十号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

<p>特定権利利益</p>	<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項に規定に基づく建設業の許可</p>	<p>建設業法第二十七条の十八第一項の規</p>
<p>対象者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>
<p>延長後の満了日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十</p>

定に基づく監理技術者資格者証の交付		一日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年三月三十一日
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年三月三十一日
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用す	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年三月三十一日

<p>る場合を含む。)の規定に基づく指定 確認検査機関の指定</p>	<p>建築基準法第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求</p>	<p>建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求</p>	<p>建築基準法第十八条の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定</p>
	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>

<p>建築基準法第六十八条の十一第一項の規定に基づく型式適合部材等製造者の 認証</p>	<p>建築基準法第六十八条の二十四第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定認定機関の指定</p>	<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八</p>
<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に建築士事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す</p>
<p>一日</p> <p>令和二年三月三十</p>	<p>一日</p> <p>令和二年三月三十</p>	<p>一日</p> <p>令和二年三月三十</p>	<p>令和二年三月三十</p>

<p>十三号) 第四条第一項の規定に基づく 一般貸切旅客自動車運送事業の許可</p>	<p>る者</p>	<p>一日</p>
<p>道路運送法第七十九条の規定に基づく 自家用有償旅客運送者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>
<p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第 百八十五号)第三十四条第一項(第七 十三条第二項において準用する場合を 含む。)の規定に基づく臨時運行の許 可</p>	<p>道路運送車両法第三十四条第一項(第 七十三条第二項において準用する場合 を含む。)に基づく臨時運行の許可を 受けた自動車(特定被災地域を運行の 経路に含むものに限る。)を運行の用 に供する者</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>
<p>道路運送車両法第三十六条の二第一項 (第七十三条第二項において準用する 場合を含む。)の規定に基づく回送運</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者(道路運送車両法及び自動車検査 独立行政法人法の一部を改正する法律</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>

<p>道路運送車両法第九十四条の五第一項</p>	<p>道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付</p>	<p>行の許可及び道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた回送運行許可証の交付</p>
<p>伸長公示をした運輸支局長が別に公示</p>	<p>令和元年台風第十九号に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者</p>	<p>附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる者を含む。）</p>
<p>伸長公示をした運</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>

<p>の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p>	<p>自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出</p>	<p>自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認め</p>
<p>する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>
<p>輸支局長が当該伸 長公示で定める自 動車検査証の有効 期間の満了日</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>

<p>る書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書 の交付の請求</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許</p>	<p>宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付</p>	<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）第二十二</p>
	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>



<p>条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録</p>	<p>浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録</p>
	<p>特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者</p>
	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>

<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付</p>	<p>建設コンサルタント登録規程（昭和五</p>
<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す</p>
<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十</p>

<p>十二年建設省告示第七百十七号) 第二 条第一項の規定に基づく建設コンサル タントの登録</p>	<p>る者</p>	<p>一日</p>
<p>地質調査業者登録規程(昭和五十二年 建設省告示第七百十八号) 第二条第一 項の規定に基づく地質調査業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>
<p>補償コンサルタント登録規程(昭和五 十九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の規定に基づく補償コン サルタントの登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>
<p>下水道処理施設維持管理業者登録規程 (昭和六十二年建設省告示第千三百四 十八号) 第二条第一項の規定に基づく</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す る者</p>	<p>令和二年三月三十 一日</p>

<p>下水道処理施設維持管理業者の登録</p>	<p>不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録</p>	<p>賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録</p>
	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>

備考 特定被災地域とは、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。